

I. 市 勢

1. 市の概要

- ① 位 置 北 緯 34 度 48 分
 東 経 135 度 39 分
- ② 海 抜 4. 1 m ~ 330. 0 m
- ③ 広 ぼ う 東 西 12. 0 km
 南 北 8. 7 km
- ④ 面 積 65. 12 km²
- ⑤ 市制施行 昭 和 22 年 8 月 1 日

2. 市域の変遷

(単位：人、km²)

年 月 日	種 別	人 口	面 積
昭和13年11月3日	枚方町・殿山町・山田村・樟葉村・川越村・蹉陀村が合併して枚方町となる。	24,166	40.62
昭和15年11月15日	津田村・氷室村・菅原村が合併して津田町となる。	6,687	23.90
昭和22年8月1日	枚方町が市制施行により枚方市となる。	41,041	40.62
昭和30年10月15日	津田町と合併	59,327	64.52
令和5年3月31日	現 在	395,300	65.12

平成14年4月1日 市域面積変更

平成26年10月1日 市域面積変更

3. 人口

(1) 国勢調査人口の推移

(単位：世帯、人)

年次	世帯数	人口			対前回 増加人口	一世帯 当たり人員	1km ² 当たり 人口密度
		男	女	計			
大正9年	4,971	11,666	12,048	23,714	-	4.77	368
大正14年	5,272	12,222	13,121	25,343	1,629	4.81	393
昭和05年	5,747	13,777	14,101	27,878	2,535	4.85	432
昭和10年	5,979	14,884	15,709	30,593	2,715	5.12	474
昭和15年	8,227	20,363	18,943	39,306	8,713	4.78	609
昭和22年	11,649	24,076	25,809	49,885	10,579	4.28	773
昭和25年	11,537	25,780	27,037	52,817	2,932	4.58	819
昭和30年	12,679	29,282	30,045	59,327	6,510	4.68	920
昭和35年	19,419	40,248	40,064	80,312	20,985	4.14	1,245
昭和40年	31,844	65,412	62,108	127,520	47,208	4.00	1,976
昭和45年	60,194	111,396	105,973	217,369	89,849	3.61	3,369
昭和50年	85,601	150,182	147,436	297,618	80,249	3.48	4,613
昭和55年	111,080	176,789	176,569	353,358	55,740	3.18	5,477
昭和60年	120,849	190,075	192,182	382,257	28,899	3.16	5,925
平成02年	128,955	192,475	198,313	390,788	8,531	3.03	6,006
平成07年	139,866	195,609	204,535	400,144	9,356	2.86	6,149
平成12年	147,934	195,430	207,133	402,563	2,419	2.72	6,187
平成17年	155,551	195,236	208,808	404,044	1,481	2.60	6,208
平成22年	163,983	195,570	212,408	407,978	3,934	2.49	6,269
平成27年	167,418	192,816	211,336	404,152	▲3,826	2.41	6,206
令和02年	172,253	188,191	209,098	397,289	▲6,863	2.31	6,101

- 〔注〕 ・ 掲載数値は、大阪府において独自に各調査年次の結果報告書によって市町村区域を現在区域に組み替えたものである。
- ・ 大正9年～昭和22年は、「現地主義」で調査日に現存した場所で調査する方式により調査した場所の所在する市町村人口とした。
 - ・ 昭和25年からは、「常住地主義」で調査日に常住している人を調査した。
 - ・ 平成2年、17年度の調査においては、市域面積は変更されている。

(2) 過去1年間の月別人口・世帯数

(単位：世帯、人)

区 分	世 帯 数	人 口		
		男	女	計
令和4年4月	183,700	189,950	206,728	396,678
5月	183,942	189,992	206,750	396,742
6月	184,149	189,972	206,794	396,766
7月	184,272	189,970	206,753	396,723
8月	184,787	190,128	206,924	397,052
9月	184,831	190,066	206,888	396,954
10月	184,872	190,033	206,802	396,835
11月	184,977	189,995	206,770	396,765
12月	184,691	189,745	206,507	396,252
令和5年1月	184,877	189,692	206,496	396,188
2月	184,979	189,633	206,394	396,027
3月	185,118	189,103	206,197	395,300

〔注〕人口・世帯数は、各月末の住民基本台帳の数値である。

(3) 住民基本台帳人口

(平成24年度以降、法改正により、住民基本台帳に外国人住民を含む。)

① 人口・世帯数

(単位：世帯、人)

年 度	世 帯 数	人 口			対前年度 増加人口	一世帯 当たり人口
		男	女	計		
令和2年度	182,379	190,933	207,254	398,187	▲1,766	2.18
令和3年度	183,077	189,675	206,540	396,215	▲1,972	2.16
令和4年度	185,118	189,103	206,197	395,300	▲915	2.14

〔注〕人口・世帯数は、各年度末の数値である。

② 人口動態

(単位：人)

年 度	人 口 増 加	社 会 動 態			そ の 他 の 動 態	自 然 動 態		
		社会増	転 入	転 出		自然増	出 生	死 亡
令和2年度	▲1,766	▲284	12,645	12,929	109	▲1,591	2,406	3,997
令和3年度	▲1,972	▲264	12,351	12,615	70	▲1,778	2,540	4,318
令和4年度	▲915	1,252	14,509	13,257	▲6	▲2,161	2,418	4,579

〔注〕その他の動態は、職権記載・職権消除の数値である。

③ 年齢別人口(3区分別)

(単位：人)

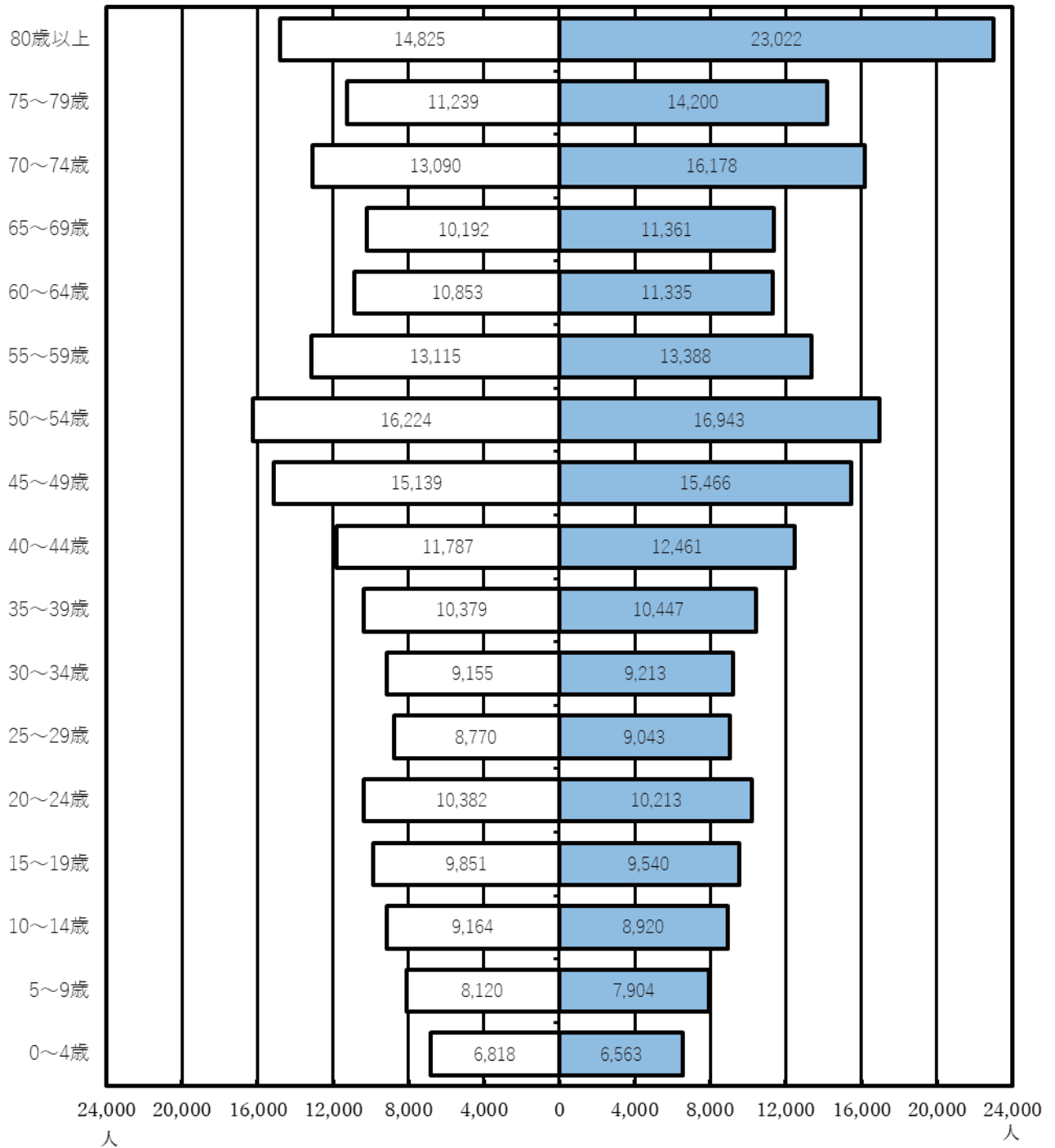
年 度	人 口	年 齢 別		
		0~14歳	15~64歳	65歳以上
令和2年度	398,187	49,265	235,228	113,694
令和3年度	396,215	48,415	233,725	114,075
令和4年度	395,300	47,489	233,704	114,107

〔注〕人口には、年齢不詳者を含む。

④年齢別人口（5歳階級別）

男性（189,103人）

女性（206,197人）



〔注〕市民の平均年齢は、47.52歳（推定）である。

(4) 産業別人口

(単位：人、%)

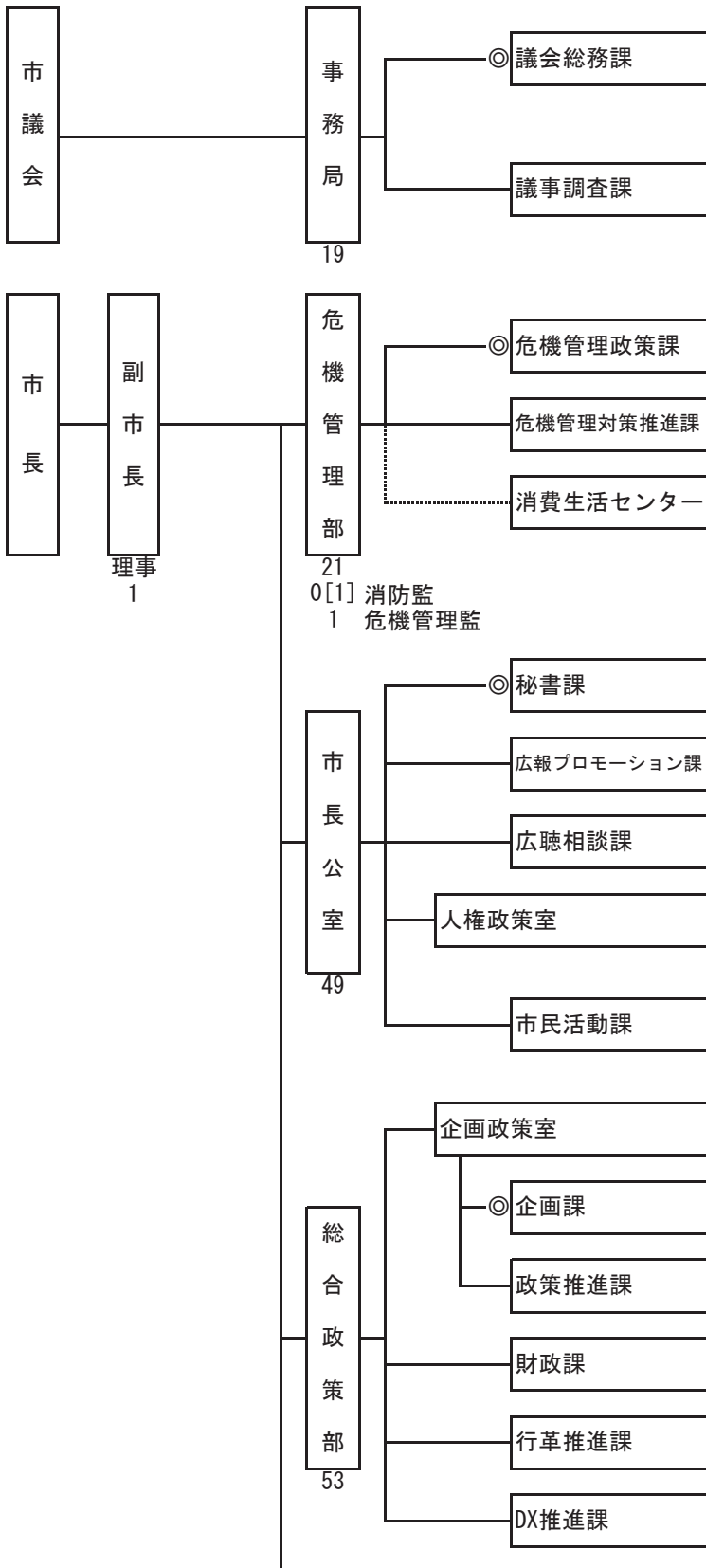
実施年 区分		平成12年 国勢調査		平成17年 国勢調査		平成22年 国勢調査		平成27年 国勢調査		令和2年 国勢調査	
		人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
第一次産業	農業	1,005	0.6	1,128	0.6	859	0.5	840	0.5	797	0.5
	林業	4	0.0	3	0.0	10	0.0	11	0.0	6	0.0
	漁業	8	0.0	3	0.0	2	0.0	3	0.0	4	0.0
	計	1,017	0.6	1,134	0.6	871	0.5	854	0.5	807	0.5
第二次産業	鉱業	33	0.0	13	0.0	7	0.0	6	0.0	8	0.0
	建設業	15,884	8.6	14,006	7.7	11,009	6.4	10,129	6.0	9,440	5.9
	製造業	40,862	21.9	34,232	18.9	29,525	17.1	27,967	16.6	24,945	15.5
	計	56,779	30.5	48,251	26.6	40,541	23.5	38,102	22.6	34,393	21.4
第三次産業	卸売・小売業・ 飲食店	42,877	23.0	33,653	18.6	29,259	16.9	26,071	15.4	25,590	15.9
	金融・保険業	6,168	3.3	5,378	3.0	5,109	3.0	4,642	2.7	4,074	2.5
	不動産業	2,973	1.6	3,289	1.8	4,117	2.4	4,160	2.5	4,313	2.7
	運輸・通信業	11,743	6.3	9,380	5.2	9,760	5.7	9,134	5.4	9,482	5.9
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,222	0.7	820	0.5	876	0.5	799	0.5	769	0.5
	サービス業	52,441	28.1	67,228	37.1	65,692	38.0	67,149	39.8	69,598	43.3
	公務	6,866	3.7	7,282	4.0	6,554	3.8	6,248	3.7	5,791	3.6
	計	124,290	66.7	127,030	70.0	121,367	70.3	118,203	70.0	119,617	74.4
分類不能の産業	4,144	2.2	4,953	2.7	9,901	5.7	11,746	6.9	5,862	3.6	
総計	186,230	100.0	181,368	100.0	172,680	100.0	168,905	100.0	160,679	100.0	

[注] 平成17年～令和2年については、「卸売・小売業・飲食店」のうち「飲食店」、「運輸・通信業」のうち「通信業」、「サービス業」から新設された「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」を「サービス業」に含めて集計している。また、平成22年～令和2年については、「サービス業」のうち「物品賃貸業」を「不動産業」に、「サービス業」から新設された「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」を「サービス業」に含めて集計している。(平成14年、平成19年日本標準産業分類改訂)

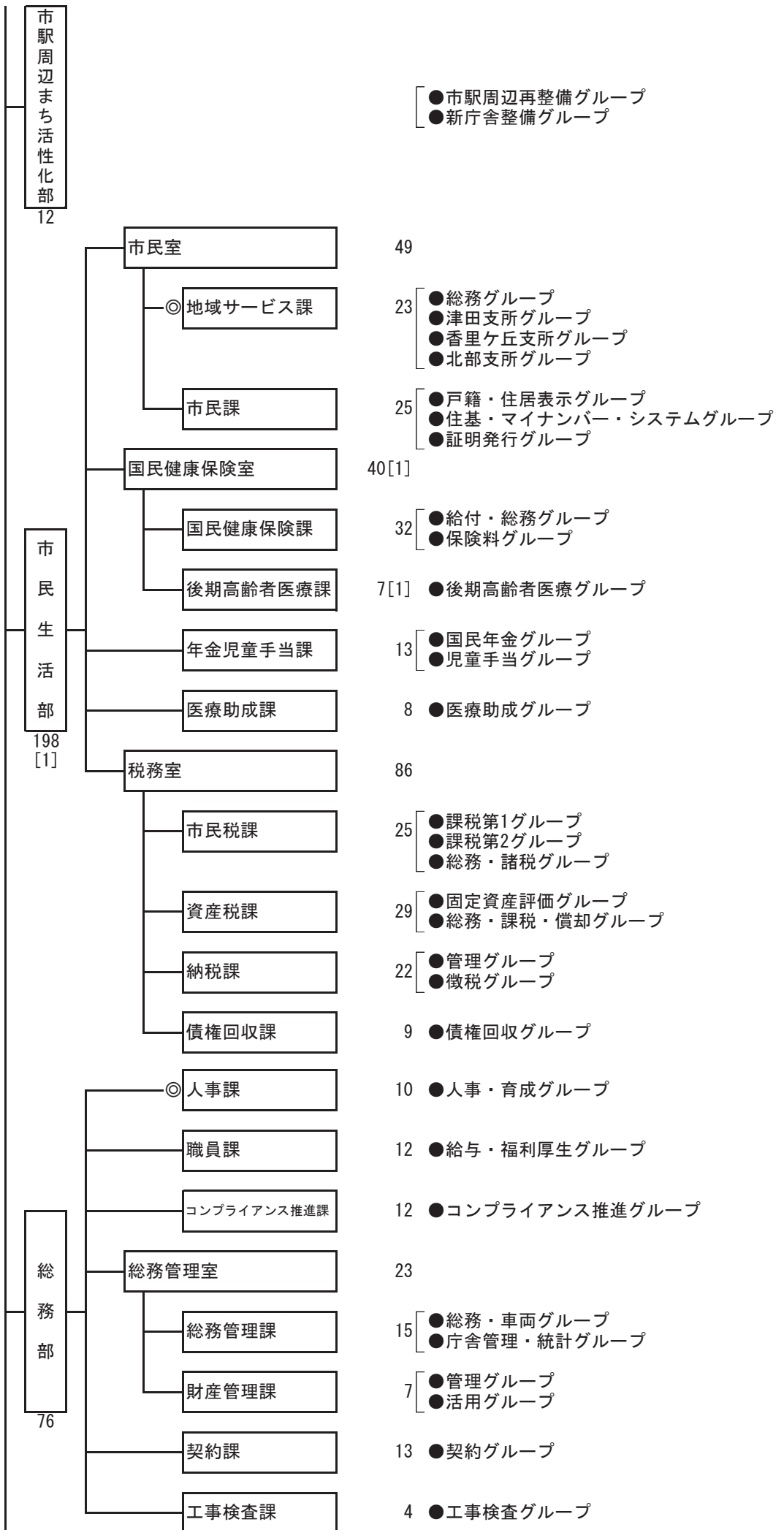
4. 枚方市機構図

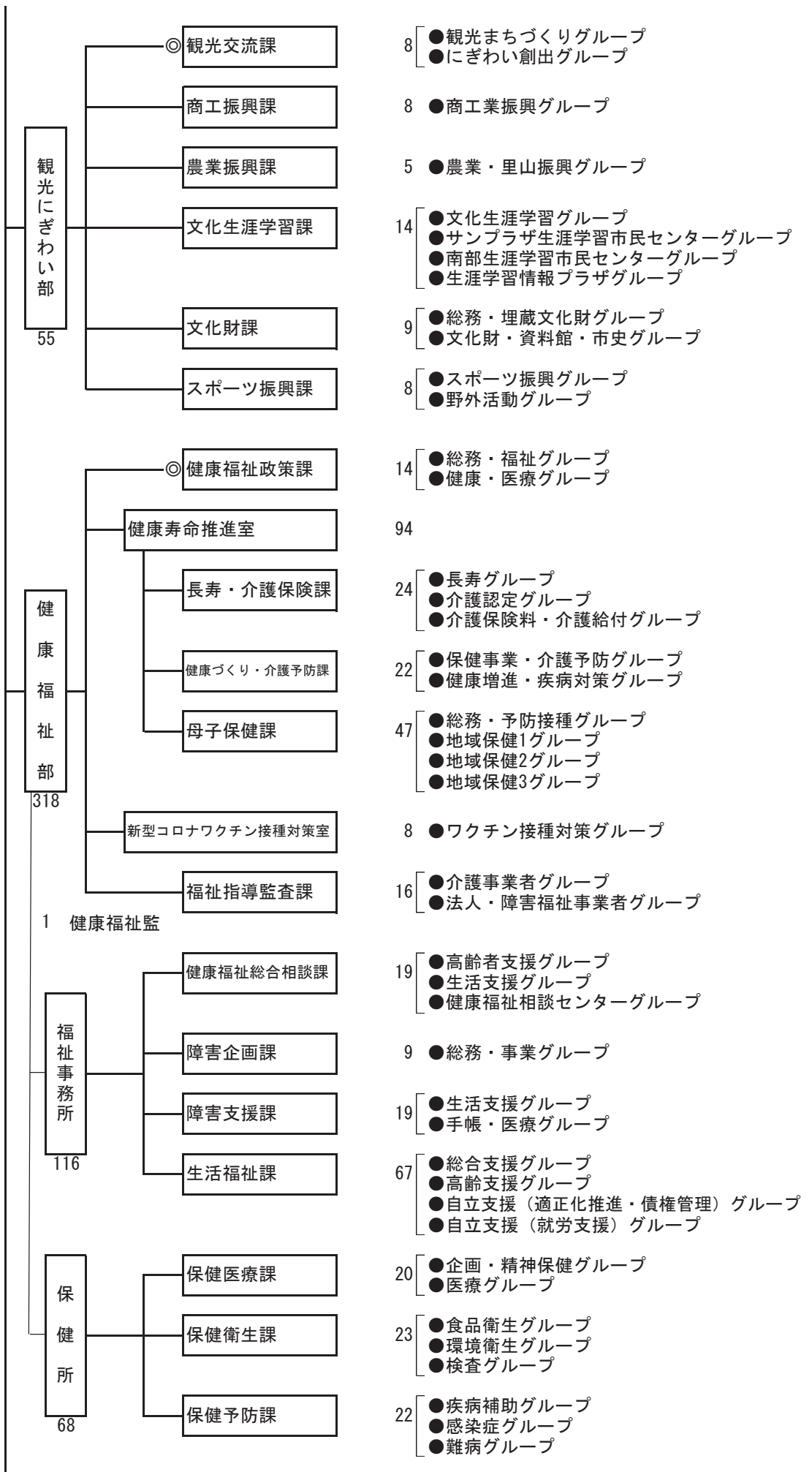
(令和5年4月1日現在)

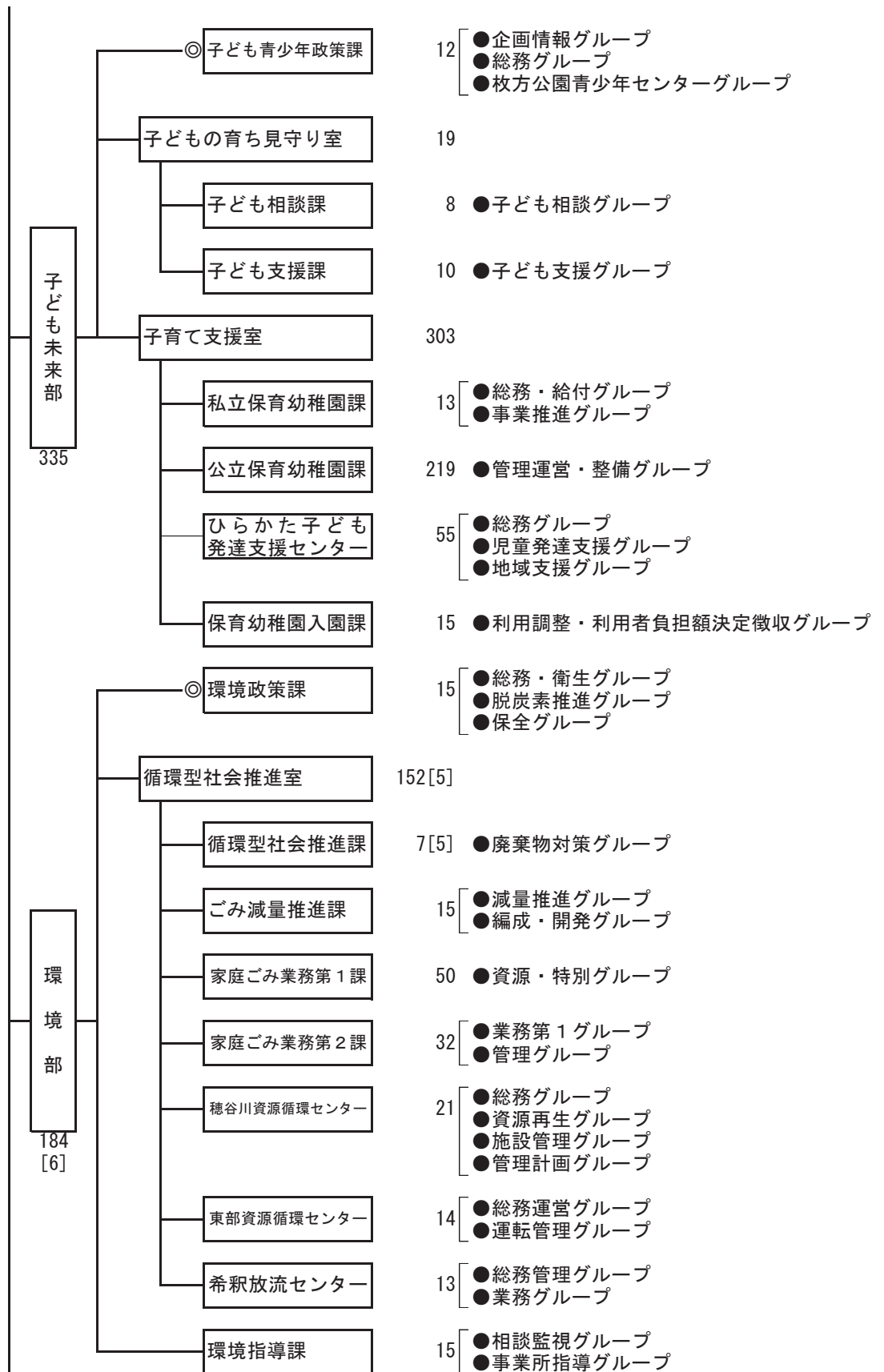
※職員数は正職員、消防監、危機管理監、健康福祉監及び副教育長を計数し、補職は下位のものを優先
 ※[]は、派遣職員で外数
 ※「-」は兼務職員のみの場合に表示
 ※会計管理者は会計課に計上
 ※◎は部等における総務担当課
 ※●はグループ名(令和5年4月10日現在)
 ※部・局等の職員数は、室・課の職員数の合計と合致しない場合がある。

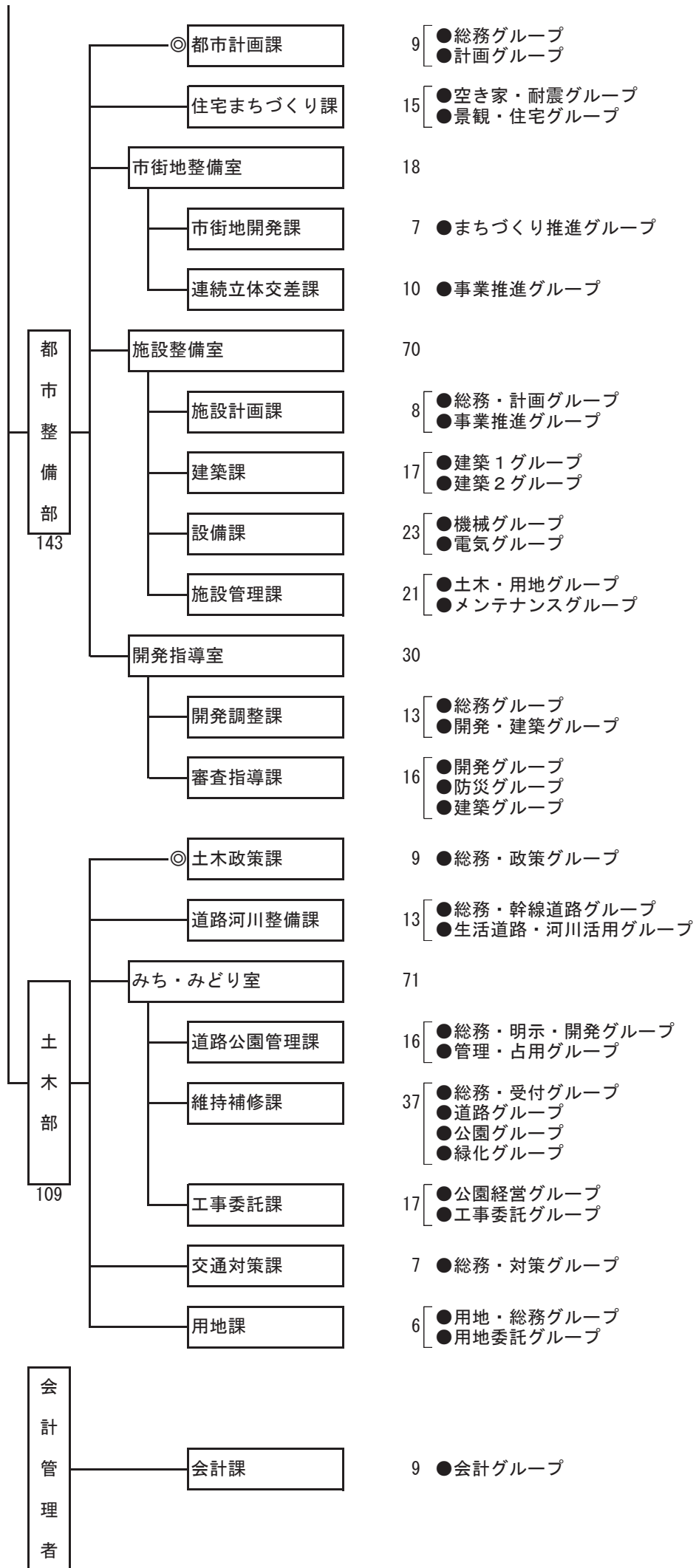


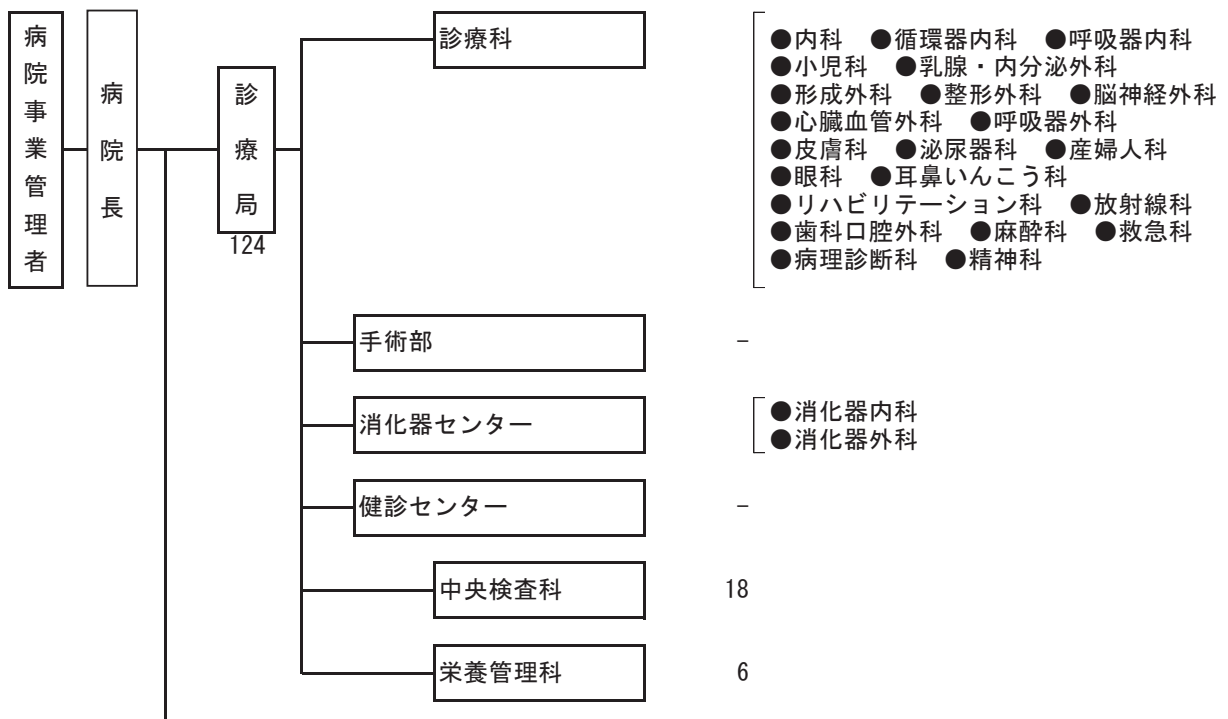
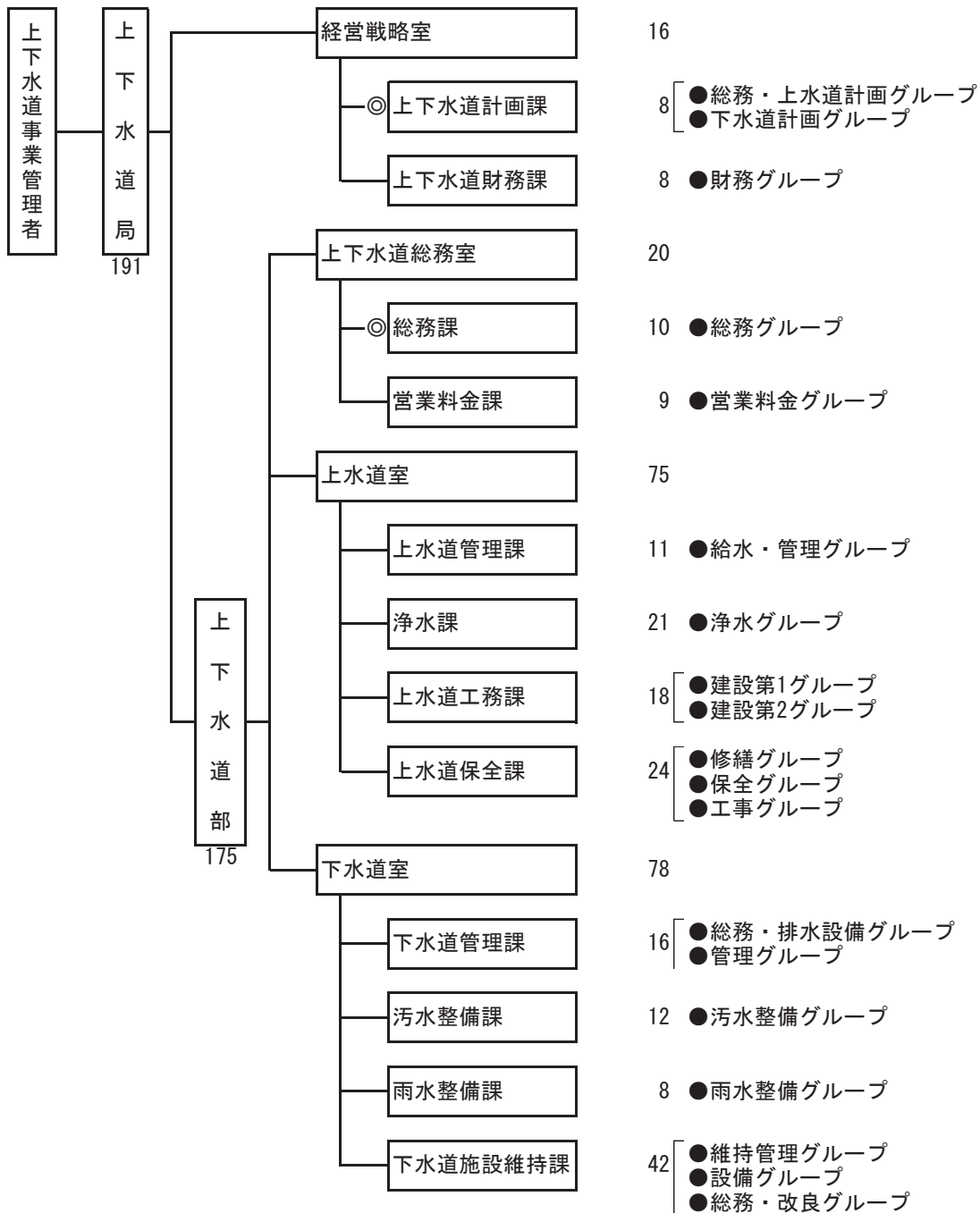
- 5 ●総務グループ
- 12 ●議事運営・調査広報グループ
- 7 ●危機管理政策グループ
- 8 ●危機管理対策推進グループ
- 4 ●消費者行政グループ
- 7 ●秘書・調整グループ
- 12 ●広報プロモーショングループ
- 5 ●広聴相談グループ
- 14 [●人権・非核平和グループ
●男女共同参画グループ
●いじめ対策グループ]
- 9 ●市民活動グループ
- 20
- 7 ●企画グループ
- 12 [●政策推進グループ
●ひらかた万博グループ]
- 10 ●財政グループ
- 7 ●行革推進グループ
- 13 ●DX推進グループ

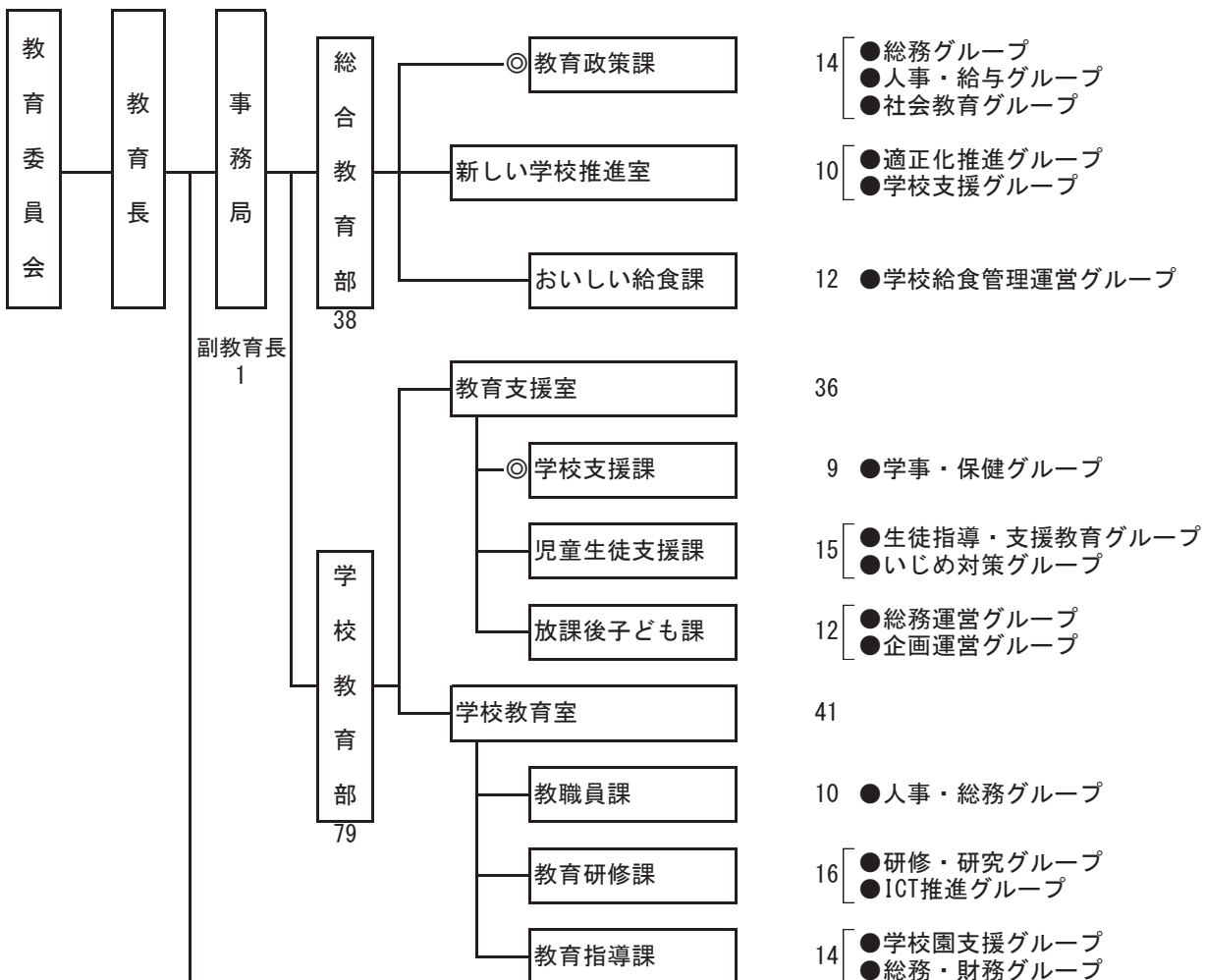
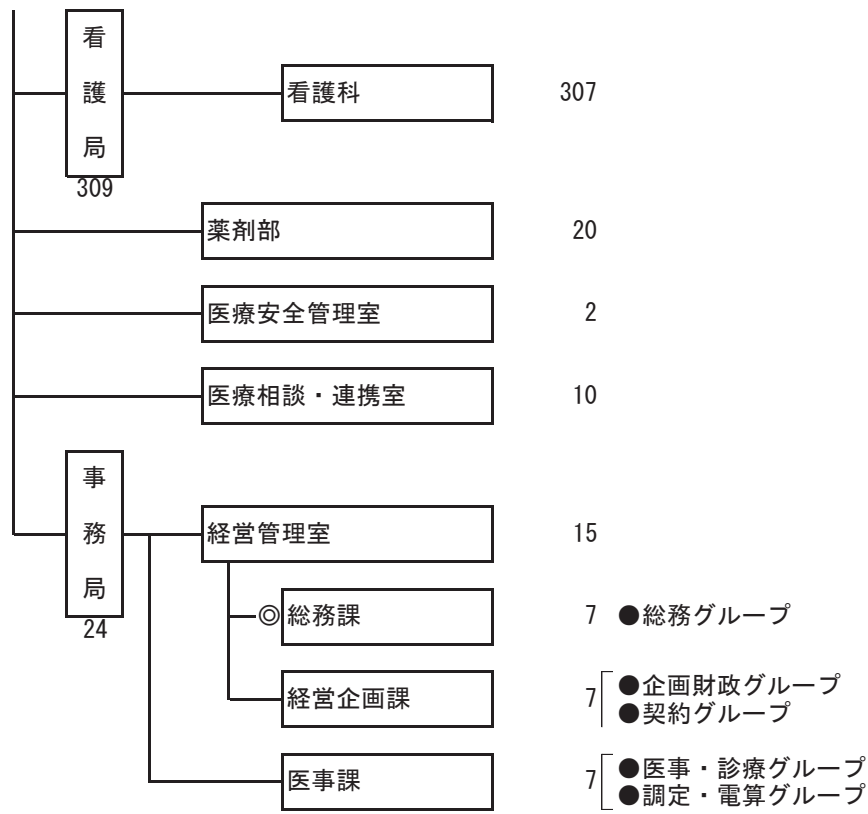


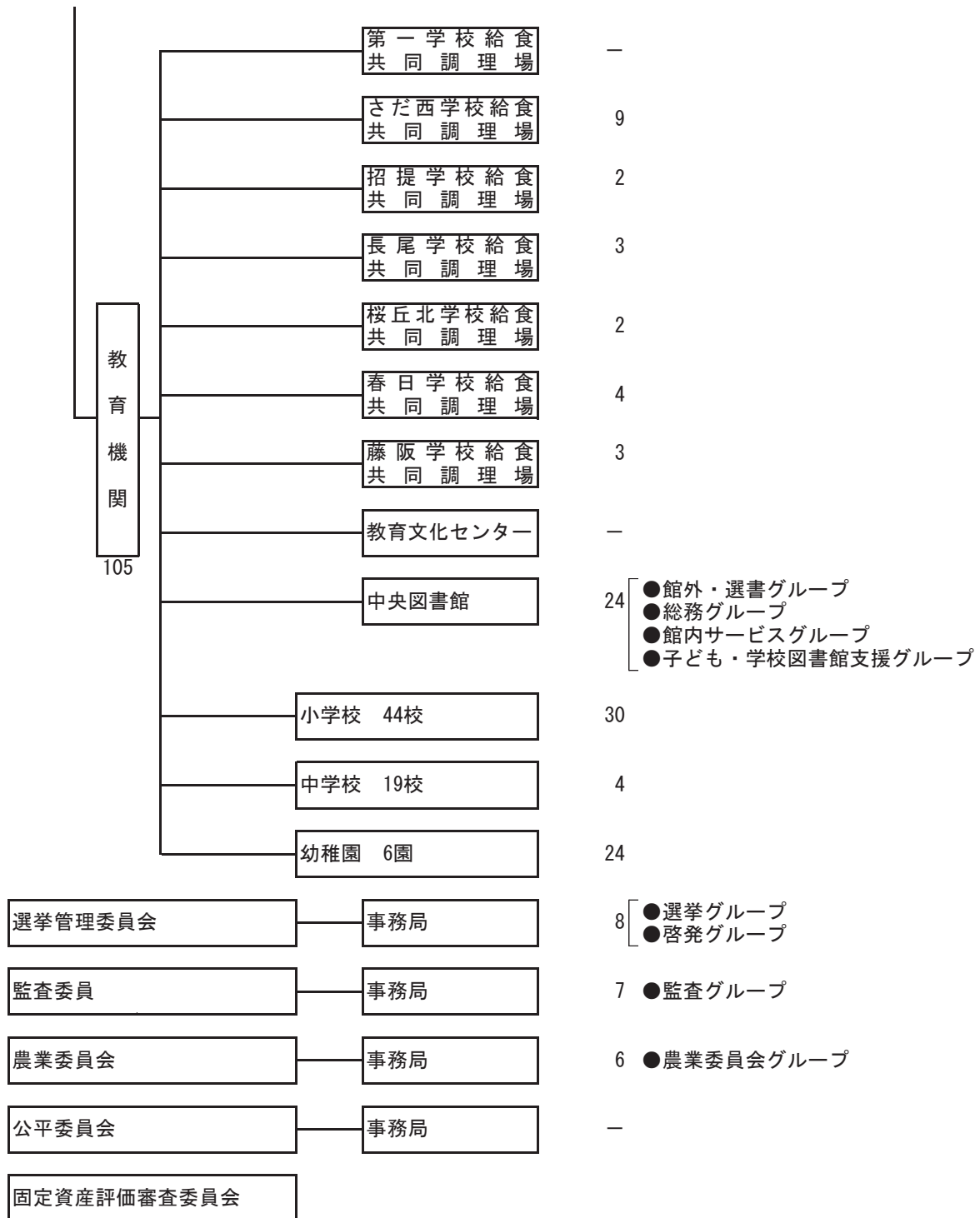












機 関 名	組 織 数			グループ	職員数
	部	室	課		
市議会事務局	-	-	2	2	19
市長部局	14	15	80	156	1,557
会計課	-	-	1	1	9
上下水道局	1	4	12	19	191
市立病院	-	1	3	5	492
教育委員会	2	3	8	20	223
選挙管理委員会事務局	-	-	-	2	8
監査委員事務局	-	-	-	1	7
農業委員会事務局	-	-	-	1	6
外郭団体等（派遣）	-	-	-	-	7
合 計	17	23	106	207	2,519

〔注〕①市長部局の組織数には、公の施設（課とみなすものに限る。）を含む。
 また、福祉事務所及び保健所は、部組織として計数。
 ②市立病院及び教育委員会の組織数は、事務局のみを計数。
 ③グループ数は、4月10日現在。

5. 憲章・都市宣言

枚 方 市 民 憲 章

《前 文》

わたしたちは、京・大阪の中間に位し、自然美と歴史にめぐまれて発展しつづけている枚方の市民です。自然と調和した生活環境のなかで、平和で豊かなくらしをすることが、わたしたちすべての願いです。

枚方を郷土として愛するわたしたちが、いまおしすすめられている地域開発、社会開発を放置すれば、生活環境を破壊され、都市生活の基盤をくずされ、くらしと生命の危険にさらされる事態を招くおそれがあります。

わたしたちはここに、みずからの責任と誇りをもって、民主主義の憲法を生活のなかに生かし、住民自治を実現し、生活都市、文化、教育都市を建設していくために、この枚方市民憲章を制定します。

《本 文》

わたしたちは、健康で文化的な生活を営む権利を確認し、市民生活優先の原則を貫く市政をすすめます。

わたしたちは、花と緑と太陽のまちをめざし、自然と生活環境を破壊せず、あらゆる公害の防止と排除につとめます。

わたしたちは、福祉社会を実現し、老人が敬愛され、青年や子どもたちが、夢と希望の持てる社会をつくります。

わたしたちは、手をたずさえて、文化・教育の向上をはかり、文化遺産をまもり、健全な家庭をきずきます。

わたしたちは、自由と平和を愛し、教養を高め、お互いに人間を尊重する市民道徳をまもります。

〈昭和46年1月14日制定〉

枚方市高齢社会憲章

わたしたち枚方市民は、今日の社会を築き、その進展に寄与してきた高齢者が社会の一員として敬愛され、いつ、いかなるときも人間として尊ばれる福祉都市枚方をめざして、この憲章を制定します。

わたしたち市民は、高齢社会の問題を市民全体の問題として認識し、この憲章を市政に反映することはもとより、日本国憲法の理念に基づき、ともに連帯してこの憲章の精神を実現することにつとめます。

- 一、わたしたちは、みずからも高齢者になることを自覚し、
生涯を通じ、心身の健康づくりにつとめます。
- 一、わたしたちは、高齢者とふれあいを深め、互いに支え合い、
思いやりのある地域づくりをすすめます。
- 一、わたしたちは、高齢者の知恵と経験を大切にし、
それを活かす機会と場をともにひろげます。
- 一、わたしたち高齢者は、すすんで気力と体力を養い、
みずから生きるよろこびをみいだします。
- 一、わたしたち高齢者は、いつまでも学ぶ心を失わず、
心豊かに生きるようつとめます。
- 一、わたしたち高齢者は、地域活動に参加し、交流を深め、
ともに住みよい社会をつくりまします。

〈平成4年8月1日制定〉

交通安全都市宣言

最近の経済発展に伴う都市交通のふくそうは、いよいよ激化し、これによる交通事故も逐年増加の一途をたどり、わが枚方市に於ても、きわめて深刻な様相を呈し、人命に対する脅威は日ごとにつのるばかりである。而してまさに大きな社会問題となっている。

もとより、交通の安全を確保し、円滑を図ることは、警察の使命ではあるが、激増せる交通事故の大半は人為的に基因するものが多く法規の遵守交通道德の涵養、又交通環境の整備等によって、その殆んどは阻止し得るものであり、その絶無も可能と信じられる。

従って、すみやかに交通の惨禍を、さん除して、その安全を確保し、市民の福祉をまもることは、地方自治体の義務である。

よって、本市は、道路施設は、もちろん環境の改善刷新を強力に推進するとともに、市民の積極的な協力を求め、自主的な交通安全思想の普及と道德の高揚により住みよい都市を実現すべく、ここに枚方市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

〈昭和37年3月31日〉

精神衛生都市宣言

現代科学は、加速度的に進歩発展し、物心両面にわたって国民生活を著しく向上させているが、その恩恵は国民全体に十分に及んでいないといえない。

特に精神障害者に関する問題について、社会は依然として非近代的な態度をもって臨みがちであり、これら苦難を負った自ら訴えることのできない人びとはますます社会のふちに沈み、現代科学の恩恵を受けるにはあまりにも隔絶された状態に放置されているといっても過言ではない。このような状態は人間の尊厳と互惠の精神を希求する現代社会の理想とはなはだしく矛盾するものである。

精神の障害は、現代の医学並びに社会科学をもってすればその予防と救済は必ずしも困難ではないのであって、社会はその有する全機能を最高度に発揮して、すべての国民の精神生活の向上と安全に寄与しなければならないはずである。

よって、わが枚方市全市民は相携えて精神障害問題の解決と市民生活における精神衛生施策の確立に寄与するため、ここに枚方市を精神衛生都市とすることを宣言する。

〈昭和46年12月20日〉

暴力排除都市宣言

枚方市は、平穏な市民生活をむしばむ各種暴力から市民を擁護するため、あらゆる暴力を排除し、明かるく平和な生活環境の確立を目指し、行政並びに市民総ぐるみで、下記事項を強力に実践することを相互に誓い合うため、ここに枚方市を暴力排除都市とすることを宣言する。

記

- 一、 暴力団および同容疑団体並びに、これらの影響下にある業者またはその構成員が経営し、あるいは役員となっている業者に対し、一切の公共事業に関与させない。
- 一、 市民会館をはじめ、すべての公共施設について暴力団またはその容疑のある者から使用申請があった場合、これを拒絶する。
- 一、 暴力団及びその構成員が主催し、または施主となっている各種行事に対して、公共地域団体及び公務員による賞牌の提供及び供花並びに出席を行わない。
- 一、 市民は暴力団の資金源となるような押売、寄付、強要等に対して、勇気をもってこれを拒絶し、または競輪、競馬等の私設車馬券を利用しない。
- 一、 市民は暴力行為を見たり、聞いた場合、事の大小にかかわらず、警察に連絡し、犯人検挙に協力する。

〈昭和50年10月15日〉

非核平和都市宣言

全世界の平和と安全は、全人類共通の念願であり、よりよい生活を築き、守り、維持していくための基本理念であります。

しかるに、それらの念願、理念に反して、究極戦争の道具である核兵器は、依然として拡充、拡散され、人類の生存に深刻な脅威を与えています。

私たちは、原子爆弾投下による被爆の体験を通して、平和を希求する誇り得る憲法を持ち、戦争の放棄を誓っています。

地球上から戦争と核兵器をなくすことは、日本国民の責務であります。平和を求め、核兵器廃絶を叫ぶ大衆の声は、ここ数年、時を追って大きくなってきています。

枚方市は、平和を愛する人達の住む町として核兵器の廃絶、製造設備及び手段の廃棄を訴えて、ここに非核平和都市となることを宣言します。

〈昭和57年12月21日〉

人 権 尊 重 都 市 宣 言

わたしたちは
おたがいをおもいやり
ときにはゆずりあい
平和で
人にやさしいまちに暮らしたい

人を
生まれや
女と男のちがいや
障害のある・ないなどで
差別せず
一人ひとりを大切にしたい

わたしたちは、これらの願いを実現するため、
ここに枚方市を人権尊重都市とすることを宣言する。

〈平成5年12月17日〉

健 康 ・ 福 祉 推 進 都 市 宣 言

老いも若きも障害のある人もない人も
すべての市民が人として尊ばれ
住みなれたまちで
安心して健やかに暮らすために
だれもが
いつでも
どこでも
必要な保健・医療・福祉を享受できる
健康と福祉のまちづくりを
市と市民が一体となって進めることを決意して
ここに枚方市を
健康・福祉推進都市とすることを宣言します。

〈平成6年3月7日〉

(昭和62年12月に行った「健康都市宣言」を発展させ、「健康・福祉推進都市宣言」を行いました。)

6. 名誉市民

市民又は市に特に縁故の深い者で、政治、経済、学術その他広く社会文化の進展に貢献し、著しくその功績があった者に対し、枚方市名誉市民の称号を贈り、わが郷土「ひらかた」の誇りとして、永くその功績をたたえることを目的として、昭和43年12月19日に枚方市名誉市民条例が公布された。

この条例が制定されるまでに、5人の方々に対し、議会の単独議決で名誉市民の称号を贈った。

名誉市民の称号を贈った方々は次のとおり。

	氏名	生年月日	称誉年月日	称誉理由
1	中村徳次郎氏	安政 5. 10. 10	昭和 31. 12. 19	100歳以上の長寿者
2	西村たき氏	安政 4. 5. 26	昭和 31. 12. 19	100歳以上の長寿者
3	田中太介氏	明治 9. 8. 7	昭和 37. 10. 19	庁舎竣工記念等に寄附
4	北山小治氏	明治 12. 4. 12	昭和 37. 10. 19	元樟葉村村長、元市議会議員
5	三木喜三郎氏	明治 16. 8. 6	昭和 37. 10. 19	元山田村村長、元枚方町議会議員
6	寺嶋宗一郎氏	明治 25. 11. 5	昭和 43. 12. 19	元市長
7	畠山晴文氏	明治 26. 2. 25	昭和 43. 12. 19	元市長
8	水川清一氏	明治 33. 7. 2	昭和 55. 3. 28	元大阪音楽大学学長
9	田中興哉氏	明治 26. 8. 30	昭和 55. 12. 19	元枚方市社会福祉協議会会長
10	長山泰政氏	明治 26. 12. 4	昭和 59. 12. 19	元枚方体育協会会長、 元近畿大学法学部教授
11	西本そとの氏	明治 31. 11. 22	昭和 59. 12. 19	枚方市母子福祉会会長、 府母子寡婦福祉連合会理事長
12	森繁久彌氏	大正 2. 5. 4	昭和 59. 12. 19	俳優、日本俳優連合理事長
13	北牧一雄氏	大正 6. 7. 25	平成 4. 12. 10	元市長
14	山村富造氏	昭和 2. 10. 27	令和 元. 6. 27	元市長、元市議会議員、元津田町 議会議員、元大阪府議会議員

